

宝塚市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広報印刷物、ホームページ等の市の資産（病院事業、又は上下水道事業の用に供するものを除く。）で、広告を掲載し、又は掲出することが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治又は宗教に関する主張、勧誘、批判等を行うもの
- (5) 良好な景観又は風致を害するもの
- (6) 他者を誹謗し、又は中傷するもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるもの
- (8) 市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないもの

(広告媒体の選定)

第4条 広告掲載する広告媒体は、広告媒体を管理する部の部長（以下「所管部長」という。）が定める。

(広告掲載の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに、所管部長が定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、広告料及び選定方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて所管部長が定める。

(審査機関)

第7条 広告掲載の可否について審査するため、宝塚市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、行財政改革室長、政策推進課長、広報課長、行革推進課長、管財課長、人権男女共同参画課長、観光企画課長、消費生活センター所長、都市計画課長及び青少年センター所長をもって組織する。

- 3 会長は、行財政改革室長をもって充てる。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、必要に応じて審査会を招集する。
- 6 会長は、議事に関して必要と認めるときは関係者の出席を求め、その意見を述べさせることができる。
- 7 審査会の庶務は、行革推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、行財政改革担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年12月14日）から施行する。